

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

○意見募集期間 平成24年7月19日(木)～8月17日(金)

○意見提出者数 110人・社(個人80人, 法人等30社)

○意見数 235件

○意見の概要

| | |
|---------------------------|-----|
| ◆税継続に関すること | 65件 |
| ◆森林・林業に関すること | 99件 |
| ・間伐の推進に関すること | 49件 |
| ・平地林・里山林の保全整備に関すること | 9件 |
| ・公共施設の木造化・木質化等に関すること | 3件 |
| ・木造住宅建築の推進に関すること | 12件 |
| ・木質バイオマスの利用促進に関すること | 4件 |
| ・森林ボランティア団体との連携等の推進に関すること | 5件 |
| ・普及啓発活動の推進に関すること | 5件 |
| ・生物多様性や二酸化炭素固定などに関すること | 12件 |
| ◆湖沼・河川に関すること | 30件 |
| ・高度処理型浄化槽の設置推進に関すること | 6件 |
| ・農地からの新たな流出水への対策に関すること | 4件 |
| ・県民参加による水質保全活動の推進に関すること | 4件 |
| ・水辺環境の保全(湖水・河川対策)に関すること | 10件 |
| ・生物多様性や放射能汚染などに関すること | 6件 |
| ◆税制に関すること | 17件 |
| ・税率に関すること | 13件 |
| ・課税期間に関すること | 2件 |
| ・課税の考え方に関すること | 2件 |
| ◆広報に関すること | 16件 |
| ◆評価手法等に関すること | 8件 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆税継続に関すること 65件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| <p>○森林や湖沼・河川の環境保全のために税継続が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林や湖沼は次世代に綺麗なまま引き継いでいく必要がある。 ・自然環境保全のための税負担は理解できる。 ・地方自治の時代にマッチした素晴らしい施策である。 ・間伐が必要な面積はまだたくさん残っており、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させていくために、税及び税事業継続は必要である。 ・県産材の有効活用を図るためにも、税及び税事業は必要である。 ・霞ヶ浦の水質改善やアオコ対策のため、税及び税事業を継続して欲しい。 | 61 | <p>○茨城県は、県北地域を中心に分布する森林や、県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて生活用水などを供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など、多様で豊かな自然環境に恵まれており、それらは県民生活に重要な公益的機能を有しています。</p> <p>○県では、森林や湖沼・河川を健全な状態で次代に引き継いでいくため、平成20年度に導入した森林湖沼環境税を活用して、これまで森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に取り組んできたところであり、引き続き自然環境の保全に資する施策を推進していく必要があると考えています。</p> <p>○森林整備については、緊急に間伐が必要とされる荒廃した森林のうち約7千haの整備が進んだものの、依然として約8千haが残っていると推定されます。また、湖沼・河川については、高度処理型浄化槽の設置が進んだことなどにより霞ヶ浦等の水質が改善傾向にありますが、まだ十分な改善には至っていません。</p> <p>○こうした課題に対応するためには、財源の確保が必要であると考えています。</p> |
| <p>○治山治水に関する事業は本来国が行うべきであり、実質的に目的税と同様の森林湖沼環境税は、県民税への上乗せではなく国税レベルでの課税とすべき。</p> | 1 | <p>○森林や湖沼・河川などの自然環境は、多様な公益的機能を有しており、その恩恵を全ての県民が日常生活のなかで享受していることから、県民共有の財産ということが出来ます。</p> <p>○これまで森林湖沼環境税を活用するなどして、荒廃した森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に資する事業を実施してきており、その結果、一定の効果がみられるものの、依然として多くの課題が残っている状況です。</p> <p>○県民共有の財産である自然環境を健全な状態で次代に引き継いでいくためには、今後も適切に対応していく必要があり、国の施策を待つまでもなく、県民全体で積極的に取り組みを進めていかなければならないと考えています。</p> |
| <p>○収入減・増税に苦悩する現在、森林湖沼環境税は徴収しない方向で考慮いただきたい。</p> | 1 | <p>○森林湖沼環境税は、荒廃した森林や湖沼・河川の水質汚濁の現状に鑑み、次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、緊急に対策を行うための財源として、広く県民の方々に負担していただいているものです。</p> <p>○課税方式は、県民税均等割への超過課税（上乗せ）方式であり、森林湖沼環境税の超過分を含め個人県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、次の場合には非課税となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦（夫） ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の方 |
| <p>○茨城県の行財政改革は他県と比べて成果を上げているが、一層の行財政改革を行い、この税制は終了し、森林湖沼対策に必要な経費は一般財源より捻出されるべきである。</p> | 1 | <p>○本県の財政状況は、三位一体の改革などにより極めて厳しい状況にあることから、これまでも組織の簡素化や事務の効率化による職員数の削減、また事務事業の抜本的見直しや県有未利用地の売却推進など、歳入・歳出全般にわたる様々な改革に取り組んできたところです。</p> <p>○今年3月には、第6次となる行財政改革大綱を策定し、現在、更なる改革に取り組んでいるところですが、東日本大震災からの復旧・復興対策に多額の経費を要するなど、歳出削減の取組みは限界に近づいています。</p> <p>○このようなことから、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全のための緊急対策の財源としては、県民の御理解のもと、森林湖沼環境税のような課税自主権の活用により手当することも考える必要があります。</p> |
| <p>○県西地域に予算が配分されていないので税に反対である。</p> | 1 | <p>○森林湖沼環境税は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を県民共有の財産として、その機能が十分に発揮できるような状態で次代に引き継いでいくため、その費用を広く県民の方々に負担していただくという考え方で導入したものです。</p> <p>○税活用事業の主なものとしては、森林関係としては県北山間部を中心とした緊急間伐であり、湖沼・河川関係は霞ヶ浦を中心として濁沼、牛久沼等の流域への高度処理型浄化槽の設置などであるため、事業の実施については、地域や市町村によって差が生じることがありますが、全市町村を対象とした事業にも積極的に取り組んでいるところです。</p> |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆森林・林業に関すること 99件

<間伐の推進に関すること> 49件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○間伐事業の実施は、森林所有者の個人資産の増加になっているのではないかと、税活用事業が一部関連団体へ丸投げ発注になっていないか等、税の使途として適正なのか、会計監査や会計検査は行われているのか。また、税額41億円を投入した結果としての37,000炭素トン削減は、費用対効果として適正なのか。 | 4 | ○県では、全事業を対象に、毎年会計監査を実施しており、外部委員による監査も実施されております。また、県民の代表である県議会や、各審議会等に対して、事業実績等を毎年度報告するなど、その妥当性及び効果について、評価いただいているところです。 |
| ○森林湖沼環境税を活用し、緊急間伐を行ったことで、環境としても、視覚的にも山がきれいになったと感じられる。大きな成果が出ており、今後も間伐事業を続けて欲しい。 | 12 | ○森林湖沼環境税による森林の整備は、緊急に間伐が必要とされた森林を対象に行っており、水源かん養機能の回復や炭素吸収効果など、森林の持つ公益的機能の改善が図られ、目に見えて機能豊かな森林が増加しております。今後も、計画的に森林整備を実施することで、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図ってまいります。 |
| ○林内に間伐材を放置しないためにも、搬出するための林道・作業道等の路網整備を進めるため、補助対象を拡充するべきではないか。 | 7 | ○これまで森林湖沼環境税を活用した「森林機能緊急回復整備事業」により、間伐及び間伐材搬出に必要な作業道の開設に対しても助成を行っております。また、平成24年度からは林業専用道の整備についてモデル的に助成を拡充しているところです。 |
| ○林業就業者は減少している中で、林業の担い手確保のための新規雇用対策や、ボランティアや森林組合の育成対策について、税を活用した事業を検討してはどうか。 | 7 | ○林業の担い手の確保・育成については、林業の労働力対策のために積み立てた森林整備担い手対策基金や、国の補助事業を活用し、新規就業対策や技術研修などを実施しております。 ○森林ボランティア団体の育成については、森林湖沼環境税を活用した「いばらきの森普及啓発事業」により、森林づくり活動などを実施する団体に対し支援を行っております。 |
| ○森林を適正に管理するためには、行政による森林の買取や寄贈の受入れ等のほか、森林所有者への利益誘導や地域経済活性化に繋がる仕組みづくりが必要ではないか。 | 4 | ○森林所有者の把握については、森林法の改正による所有者の事後届出制度や茨城県水源地域保全条例による水源地域の森林の権利移転の事前届出制度に基づく情報収集や法務局との連携強化に努めてまいります。また、行政による山林の買取等については、他県の先進事例を調査・検証し、財源などを含めて検討してまいります。 ○森林湖沼環境税の導入による間伐の事業量の増加や間伐材の搬出促進など、森林湖沼環境税を活用した事業は、新たな雇用創出など地域活性化に大きく貢献しているものと考えており、森林所有者による森林整備が進むよう努めてまいります。 |
| ○間伐事業の実施対象を天然林（くずなどの除去）にも拡張していただきたい。 | 2 | ○天然林の整備については、森林湖沼環境税を活用し、平地林や里山林の整備を実施する「身近なみどり整備推進事業」で対応しております。 |
| ○森林機能緊急回復整備事業について、事業地の地形や間伐材が小径材であること、事業地の集約化が困難であることに加え、搬出間伐に必要な高性能林業機械が高額であるため、導入が困難であることを考慮し、切捨間伐の実施も可能とするよう制度変更を検討いただきたい。 | 9 | ○木材自給率向上に向けた搬出間伐の推進は、国の方針であり、今後は木質バイオマス利用も想定されることから、低質材の搬出についても御理解いただきますようお願いいたします。 ○平成24年度から搬出しても収益が全く見込めない小径級の間伐については、切捨間伐（除伐扱い）できる仕組みとしております。また、地形や森林の状態等により、搬出間伐や切捨間伐を適切に進めることが必要であると考えております。なお、作業道を開設することにより、間伐実施後の森林施業にも有効活用できます。 ○高性能林業機械の購入が難しい林業事業体に対しては、森林湖沼環境税を活用した「森林づくり推進体制整備事業」により、レンタル経費の助成を行っております。今後もレンタル経費の助成を継続するとともに、助成月数の拡充についても検討してまいります。 |
| ○費用対効果や搬出材の質から、身近なみどり整備推進事業よりも緊急間伐推進事業を推進していく方が望ましいものと感じる。 | 1 | ○間伐が遅れ荒廃した人工林の整備を進めることは、林業が直面している大きな課題であり、人工林の多い県北地域を中心に、緊急に手入れが必要な人工林を対象とした緊急間伐推進事業を実施しております。また、住宅地周辺や道路沿いなどの平地林等については、地域ニーズに対応した保全・整備が必要になっており、全市町村を対象に身近なみどり整備推進事業の中で対応しております。これらにより県全域の森林が抱える課題に対応した森林整備を実施しております。 |
| ○搬出材の利活用を意識して森林整備作業を行うことがコスト低減になると考える。 | 1 | ○間伐作業や間伐材の搬出を促進するため、作業道の開設を進めており、今後も効率的でコストの削減につながる森林施業に努めてまいります。 |
| ○人工林の主伐後、ナラやクヌギ等の雑木林を整備することを検討いただきたい。 | 1 | ○人工林の間伐については、森林湖沼環境税を活用した「森林機能緊急回復整備事業」などにより対応しているところですが、主伐後の広葉樹への転換は、国補造林事業などでの対応が可能となっております。 |
| ○間伐作業後の森林管理は、継続的に整備していくことが必要ではないか。 | 1 | ○「森林機能緊急回復整備事業」については、事業実施後10年間の保全協定を締結し、森林所有者に継続した管理を求めています。適切な保全整備について、林業指導所を通じて管理指導してまいります。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<平地林・里山林の保全整備に関すること>9件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○身近なみどり整備推進事業で整備した平地林の管理が十分ではない。長期的な計画で整備・管理されるか等を確認し、保全が継続されない場合は補助金返還を求めるなど検討すべき。 | 3 | ○事業実施に当たっては、市町村が作成した維持管理方針を確認するとともに、森林整備後の維持管理を、森林所有者やボランティア団体等が行うこととしております。今後も、当該事業により整備された森林が適切に保全・管理されるよう努めてまいります。 |
| ○里山林など身近で貴重な森林整備には、森林ボランティアと地元住民との連携が重要であり、地元自治体も含めたより一層の取組が必要ではないか。 | 1 | ○「身近なみどり整備推進事業」においては、市町村が事業主体となり森林整備を行い、その管理を森林所有者や森林ボランティア等で行っており、三者で協定を締結するなど地域が連携した取組を進めております。 |
| ○手入れが遅れている平地林等は、行政の積極的なアプローチが重要ではないか。 | 1 | ○地域のニーズに応じて、市町村の事業として平地林の整備を進めておりますが、地域住民に対して当該事業の内容が周知できるようPRしてまいります。 |
| ○幹線道路沿いの手入れの遅れた森林については、行政側から所有者にアプローチして整備することで、県民の目に触れるようになるのではないか。 | 1 | ○道路沿いの森林整備については、森林整備の重要性などの普及啓発の効果が高いため、県ホームページなどで広報しております。特に、通学路等道路沿いの森林整備については、地域の重要課題となっていることから、市町村と連携を図りながら積極的に進めてまいります。 |
| ○身近なみどり整備推進事業で、近所の雑木林が、見違えるほどすっきりして驚いた。今後も、継続していただきたい。 ○美しかった里山の多くも荒れた状態になっているため、身近なみどり整備推進事業がより充実した制度になることを望む。 | 2 | ○地域のニーズに応じて、当該事業を活用いただいているところであり、今後も有効に活用いただけるよう市町村や地域住民の理解を得ながら事業を進めてまいります。 |
| ○里山林・平地林以外に農地周辺の山林整備も検討してほしい。 | 1 | ○近年、イノシシによる農作物被害も増えており、その対策として農地周辺の里山整備が有効であることから、身近なみどり整備推進事業により、農地周辺の里山林も整備しているところです。また、里山林、平地林の中でも、コナラやクヌギなどの有用広葉樹林の整備につきましても重点的に取り組んでまいります。 |

<公共施設の木造化・木質化等に関すること>3件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○小学校や幼稚園等に、全校全員に木製品を導入する等、子供の頃から木の良さを感じてもらうことが重要ではないか。 | 1 | ○森林湖沼環境税を活用した、「いばらき木づかい環境整備事業」により、市町村と協力して、子ども達に木の良さを感じてもらえるよう机やイスなどの木製品の導入を進めております。 |
| ○個人向け住宅支援よりも、公共施設の木造化を優先すべき。 | 1 | ○県産材の需要拡大のためには、木材の良さを広く県民の皆様に理解していただくことが重要であることから、「いばらき木づかい環境整備事業」により、公共施設の木造化・木質化を推進するとともに、住宅分野での木材利用も促進する必要があると考えております。 |
| ○県産材ベンチなど、木製品の購入元（販売店・製材所等）をPRしてはどうか。 | 1 | ○県産材を使用した木製品については、そのPR方法などを関係団体等と検討してまいります。 |

<木造住宅建築の推進に関すること>12件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|--|
| ○県産材の更なる利用促進のため、いばらき木づかいの家推進事業を継続してほしい。 ○住宅分野への間伐材の利用促進のための具体的な取組を検討していただきたい。 | 8 | ○製材品の大部分は、建築用材として利用されていることから、県産材利用を促進する上で、木造住宅建築への支援は重要であると考えております。今後とも、県産材を使用した公共施設や住宅等の優良事例を県ホームページ等で紹介することにより、県産材の良さをPRしてまいります。 |
| ○助成対象を新築住宅だけではなく、既存住宅のリフォームにも拡大する方が県民にとって使いやすいのではないか。 | 1 | ○リフォーム材としての県産材の利用促進については、今後検討してまいります。 |
| ○地元の活性化等にも繋がるため、宮の郷工業団地を中心とした、木材の流通促進を図っていただきたい。 | 1 | ○県では、宮の郷工業団地を中心に、これまで、原木市場、木材乾燥施設、ラミナ製材工場等の木材流通加工施設の整備を支援してまいりましたが、今後これらの施設において県産材の流通・加工が一層進むよう努めてまいります。 |
| ○木材価格の安定が県産材の需要拡大のために重要ではないか。 | 2 | ○県産材の需要拡大や木材価格の安定につながるよう、川上から川下まで一体的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<木質バイオマスの利用促進に関すること>4件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○木質バイオマス発電施設やペレット製造工場、ボイラー設備等について、助成を検討するなど、木質バイオマスの利用促進を積極的に進めていただきたい。 | 4 | ○木質バイオマスの利用促進は、森林資源を有効活用する上で重要であることから、国の補助事業等も活用しながら施策を検討してまいります。 |

<森林ボランティア団体との連携等の推進に関すること>5件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○森林ボランティア団体等への税の使途について、県民から不信感を持たれないような配慮が必要である。 | 1 | ○森林ボランティア団体の活動支援の採択に当たりましては、外部委員による審査委員会においてその活動内容等を審査しておりますが、活動内容や実績などにつきましては県ホームページなどを活用し県民の皆様様に明確に伝えてまいりたいと考えております。 |
| ○投棄された産業廃棄物の撤去に対して貸し付けを行う仕組みを検討していただきたい。 | 1 | ○産業廃棄物の撤去費用に、森林湖沼環境税を活用することはなじまないと考えておりますが、このような事例に対しましては廃棄物担当課と連携をとり、対応策を検討してまいります。 |
| ○森林ボランティア団体に対し、放置された低質材を林内でチップ化するためのチップターの購入・貸出し等の補助を検討いただきたい。 | 1 | ○森林ボランティア団体が伐採した木材などをチップ化するために必要なチップター等の機材をレンタルする経費については、森林湖沼環境税を活用した「いばらきの森普及啓発事業」により支援しているところです。なお、県がチップターを購入し貸し出しすることにつきましては、年間の需要や維持管理の面で困難であると考えております。 |
| ○森林ボランティア団体との連携やボランティア活動への参加促進が重要であり、下刈や薪割等の体験キャンプ等の森林ボランティア活動による森林と触れ合う機会を増やしていくべき。 | 2 | ○体験学習のメニューを拡充し、森林内での体験を通じて県民の皆様様に森林の働きや林業の役割を理解していただく機会の拡充を検討してまいります。併せて、森林づくり地域リーダー養成研修や、県民参加の森林づくり活動を通じて、ボランティア活動を活性化することにより、森林整備の一翼を担っていただきたいと考えております。 |

<普及啓発活動の推進に関すること>5件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○普及啓発活動の一環として、森林・林業に関する常設展示施設を設置してはどうか。 | 1 | ○森林整備や木材利用に係る相談については、県内の5か所の林業普及指導所などを通じて、対応しているところです。展示施設については、県民の森などの県施設において、野外・屋内の常設展示施設を設けており、これらの施設等を通じて普及啓発活動を進めてまいります。 |
| ○住民をはじめ、地権者、住民、地域学校、企業、自治体、ボランティア等、関係者との連携が大切であるが、特に学校との連携が重要である。 | 2 | ○継続的な森林づくり活動を進めるため、森林湖沼環境税を活用した「いばらきの森普及啓発事業」により、森林ボランティア団体等による森林づくりなどの活動に対する支援を行っておりますが、今後は、小中学校の児童・生徒に対する体験学習のメニューを拡充し、森林・林業体験学習の実施に取り組んでまいりたいと考えております。 ○また、子どもたちに森林の重要性を伝えるため、学校林の整備や、学校等の木造化、木製品の導入への支援を行うための普及啓発を行っております。 ○さらに、県のエコ推進員が学校を訪問し、森林の働きの解説、学校林等における間伐やきのこ栽培、簡易な木工工作の実施などに取り組んでまいりたいと考えております。 |
| ○森林教育センターを設置し、次世代の青少年に対する森林教育の実施をしてはどうか。 | 1 | ○県民の森などにおいて実施する現地体験型の学習や、学校内で実施する校内体験型の学習などについて、既存施設を有効に活用し、森林教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。 |
| ○森林教育の対象を中学校や高校にも拡大することで森林湖沼環境税への理解が高まるのではないかと。 | 1 | ○「森林環境教育推進事業」により、小中学生を中心として、森林・林業体験学習に取り組んでまいりたいと考えておりますが、成人により近い高校生に対しても体験学習の場を確保し、森林の重要性などを説明して森林湖沼環境税の必要性を理解していただきたいと考えております。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<生物多様性や二酸化炭素固定などに関すること>12件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○炭素トンや二酸化炭素固定等の考え方をもう少し整理していただきたい。また、伐採した木材について二酸化炭素固定が認められることを考慮してほしい。 | 5 | ○森林整備による炭素削減効果については、炭素量のほかによりわかりやすい表現で示すことも大切であることから、一般的な家庭での年間排出量をもとにした世帯数の併記などに努めているところです。 ○今後は、木材利用による炭素固定量などの指標についても検討してまいります。 |
| ○低質材の搬出のため、東京都港区で実施しているCO2固定認証制度などを参考に見てはどうか。 | 1 | ○「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」等先進的な事例について検証していくとともに、低質材の搬出を促進するための施策を検討してまいります。 |
| ○生物多様性や地形上の観点から、県有林などではスギ・ヒノキの割合を減らし、広葉樹の植生に戻すべき。 | 2 | ○県有林は、スギ・ヒノキを主体とした林業経営のための森林と、広葉樹を主体とした保健休養等のための森林の2つに大別し、それぞれの目的に沿って管理しています。このうち、県民の森などは森林公園として、県民の憩いの場や森林ボランティアによる林業体験フィールドとして提供しているほか、これまで針葉樹であった森林を減らしてコナラなどの植栽により広葉樹の植生に戻す取組みも行っております。今後も県有林の目的に沿った適正な管理に努めてまいります。 ○森林施業においては、適地適木は基本的な考え方であり、造林不成績地においては、無理に人工林にするのではなく、広葉樹林に戻すことが、林地保全の観点からも有効と考えております。 |
| ○遺伝子の攪乱を避けるため、郷土樹種による森づくりを推進するべき。 | 1 | ○広葉樹の植栽については、国補事業等においても地域の特性に応じた郷土樹種を選定するなどの森林整備に努めております。 |
| ○ブナの結実是不定期的ため、種子を確保し、種苗会社に委託するシステムを構築してはどうか。 | 1 | ○希少樹種の遺伝資源保存等は重要と考えますが、需要に限られる特定の樹種について、苗木生産の事業化は難しいと考えております。 |
| ○将来に向けてカーボンクレジットの導入の検討が必要ではないか。 | 1 | ○J-VER制度の利用を検討している地域については、森林資源情報等の提供等を行っております。県独自の制度の導入等につきましては、他県の取組事例等を参考に検討してまいります。 |
| ○林業従事者の減少による森林の荒廃や、生活様式の多様化による湖沼・河川の水質悪化により機能が低下している。 | 1 | ○社会や経済の情勢変化に伴い自然環境も変化しておりますが、今後も、森林や湖沼・河川の持つ公益的機能が十分発揮できるよう努めてまいります。 |

◆湖沼・河川に関すること 30件

<高度処理型浄化槽の設置推進に関すること>6件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○西浦・北浦の水質保全について、一定の成果があったとの評価だが、北浦は水質ワースト1から2・3位になったに過ぎず、改善されたとはいえない。 | 1 | ○森林湖沼環境税導入の結果、排出される汚濁負荷の量は着実に減少しており、その結果、霞ヶ浦への流入河川及び湖内の水質も改善傾向にあります。しかし、大幅な改善にまでは至っていないことから、引き続き水質保全に向けた取組が必要であるとと考えております。 |
| ○高度処理型浄化槽の設置について、積極的に取り組んで欲しい。 ・生活排水について、そのまま流さないよう工場等や各家庭で心がけるとともに、合併浄化槽の一層の整備を推進していただきたい。 ・高度処理型浄化槽の普及率を向上させるための条例制定のほか、高度処理型浄化槽が導入しやすい施策を推進する必要がある。 ・県内全戸への合併浄化槽設置の100%補助と維持費補助により、湖内の浄化を図るべき。 | 4 | ○森林湖沼環境税を活用した「霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業」により、水質保全相談指導員を配置し、立入検査を実施するなど、工場等における排水基準の遵守徹底を図っておりますほか、「霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業」により、高度処理型浄化槽の設置費用への助成などによる設置促進を図っております。また、各家庭に対しましては、家庭でできる生活排水対策等を掲載したリーフレットを作成・配布し、啓発を図っております。 ○「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」により、霞ヶ浦流域においては、高度処理型浄化槽の設置を義務づけております。 ○設置費用の100%補助及び維持費補助につきましては、財源上の問題や受益者負担の観点から、実施は困難であると考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。 |
| ○霞ヶ浦のCOD(化学的酸素要求量)などの環境基準で「改善が見られた」とあるが、測定値と測定時期が明確でない。測定値は統計処理(T-検定など)を実施して判断すべきで、学術的に根拠が全くない。BOD(生物科学的酸素要求量)も示すべき。 | 1 | ○COD等につきましては、各環境基準点における年間平均値(月1回測定)を、各湖沼の湖内・流入河川ごとに平均した値であり、国において定めた方法により測定しております。また、湖内全測定地点の月ごとの詳細なデータ(BOD等含む)につきましては、国及び県等において測定したものを県ホームページ等にて公表しております。なお、水質の判断につきましては、専門家の御意見等を伺いながら行ってまいりたいと考えております。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<農地からの新たな流出水への対策に関する事>4件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○霞ヶ浦の浄化のために農業関係者に税が使われていることを知らない人が多いため、農家、畜産農家に広報し、理解してもらうことが必要である。 | 1 | ○今後とも、農家・畜産農家に対し、県や市町村のホームページ・広報誌のほか、様々な広報の機会を通じ、森林湖沼環境税を活用した事業についてのPRに努めてまいりたいと考えております。 |
| ○水田に施肥した窒素が土壌・水に流出して、霞ヶ浦を富栄養化することになるので、農業用水でもある霞ヶ浦の水は、用水のN施肥管理（インプットとアウトプット）が重要である。 | 2 | ○水田につきましては、森林湖沼環境税を活用した「農業排水再生プロジェクト事業」により、農業排水を循環利用する施設の整備・維持管理等に対し補助を行うなど、水田からの汚濁負荷の流出防止を図っております。また、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行うとともに、施肥量を削減した生産面積を増加させるため、エコ農業茨城（特別栽培農産物）の認定やエコファーマーの認定制度を推進することで、施肥量の削減を図っております。 |
| ○湖内への流入河川や、畜産の糞尿及び蓮田の汚濁の監視を強化していく必要があるのではないかと。 | 1 | ○汚濁負荷の大きい河川については、汚濁要因を明らかにし、その要因に応じた対策を進めてまいります。また、畜産農家に対しましては、家畜排せつ物法の管理基準が遵守されるよう指導・助言等を行うとともに、レンコン農家に対しましても、水管理や適正施肥の指導等を進めてまいります。 |

<県民参加による水質保全活動の推進に関する事>4件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○県民意識の向上を図るために子供対象の啓発事業だけでなく、霞ヶ浦流域の市町村で県民集会などを行っていただきたい。 | 1 | ○汚濁負荷の大きい河川の汚濁要因を明らかにした上で、地区住民を対象とした説明会を開催するなど、より効果的な意識醸成の方策を検討してまいりたいと考えております。 |
| ○県民参加水質保全活動推進事業の補助を受けて活動しているが、活動費が少なく使い勝手が悪いので、ゴミの回収量に見合った補助を検討して欲しい。 | 1 | ○ゴミの回収量に見合った補助につきましては、今後、補助制度利用者の要望を踏まえ、検討したいと考えております。 |
| ○漁港環境・生態系保全活動事業は、漁業者だけでなく、市民団体による植栽活動にも助成して欲しい。 | 1 | ○森林湖沼環境税を活用した「漁場環境・生態系保全活動支援事業」は、魚類の産卵育成場となり、水質浄化機能も有する水生植物帯の保全活動を支援する事業であり、漁場利用上の調整や水産環境についての知識、経験を踏まえ、漁業者を中心とした組織を対象としています。一般の方もこの組織に加わって一緒に活動することは可能ですが、漁業者グループ以外の市民団体による植栽活動への助成につきましては、森林湖沼環境税を活用した「県民参加水質保全活動推進事業」で行っております。 |
| ○霞ヶ浦水辺ふれあい事業では毎年、水生植物の植栽を行っているが、釣り人から100～500円の負担を徴収しても良いのではないかと。 | 1 | ○霞ヶ浦には多くの釣り人が訪れますが、負担金の徴収方法等の課題があり、現時点での実施は困難と考えます。 |

<水辺環境の保全（湖水・河川対策）に関する事>10件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|--|
| ○アオコ対策の研究は国などの研究機関などですでにやっているのではないかと。 | 1 | ○アオコの発生メカニズムにつきましては、まだ不明な点も多いため、国の研究機関などとも連携しながら、発生要因の究明等に努め、有効なアオコ対策につなげてまいりたいと考えております。 |
| ○土浦港に設置予定の浄化施設は早急に着工して欲しい。 | 1 | ○現在設計作業を進めており、設計完了後、速やかに着工したいと考えております。 |
| ○霞ヶ浦の水門を部分開放し、海水の流入を図り、水の活性化と水質向上を図るべき。満潮時は閉門し、引き潮に開放するべき。 | 1 | ○常陸川水門の操作は、霞ヶ浦と利根川の水位を見ながら国において行っておりますが、海水の流入につきましては、塩害の発生が懸念され、大きな課題があると考えております。 |
| ○川上の森林対策とともに湖沼の水生植物の再生や、水辺をアシ原にする等の事業を提案したい。 | 2 | ○森林湖沼環境税を活用した「県民参加水質保全活動推進事業」により、水生植物の植栽などを行う市民団体等に助成を行うとともに、森林湖沼環境税を活用した「漁場環境・生態系保全活動支援事業」により、漁業者等による植生帯の保全活動に対して助成を行っております。 |
| ○アオコ対策として、利根川又は鬼怒川から霞ヶ浦まで用水路を整備するなど、霞ヶ浦の水の動きを良くすれば、よりよい霞ヶ浦になると思う。 | 2 | ○現在、国が検証中である霞ヶ浦導水事業について、早期に検証を終えて速やかに事業を進めるよう、国に対し要望してまいります。 |
| ○浚渫船を出して底を深くしてはどうか。 | 1 | ○浚渫事業は国において実施しており、平成23年度までに西浦の底泥の掘削が完了し、北浦においては、浚渫以外も含めて底泥からのりんの溶出抑制対策についての調査・試験施工など水質浄化に取り組む予定と聞いていますが、県としても対策等の促進を国に要望してまいります。 |
| ○霞ヶ浦では魚の餌や糞尿だけでも相当な汚濁があるため、霞ヶ浦での飼育量は適切かどうかの再検討が必要である。 | 1 | ○湖内の網いけす養殖につきましては、環境に配慮した養殖を実践するため、飼料の投与や死魚の適正処理及び網いけすへのコイ収容量に関する基準の遵守、改善飼料の使用徹底などを行うとともに、給餌量の削減に向けた調査・研究等を進めております。 |
| ○河川や農業用水などでは、コンクリートのU字溝からL字溝に変更すると同時に、片側を鉄アミとすることで、生物の再生を図るのではないかと。 | 1 | ○生物の良好な生息環境や多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりをすすめております。また、農業用排水水路においても、環境との調和に配慮した整備をおこなってまいりたいと考えております。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

<生物多様性や放射能汚染などに関すること>6件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|---|
| ○茨城県は長い海岸線を有しており、その維持管理への税投入に異論はないが、海岸保全にも対象を拡大することを望む。 | 1 | ○飛砂などから農地や住宅などを守る海岸防災林は、松くい虫等により荒廃が進んでいるため、今後、海岸防災林の再生に取り組むとともに、森林の持つ重要な機能強化に努めてまいりたいと考えております。 |
| ○日本は生物多様性保全条約を批准しているが、暖・冷温帯の移行帯にある茨城県に生育する、貴重な動植物の遺伝資源を確保する取組がないのは残念であり、本県のスローガンでもある科学立県とはとても思えない。 | 1 | ○森林湖沼環境税につきましては、様々な公益的機能を有する森林や湖沼・河川の環境保全に優先的に活用してまいりたいと考えております。 |
| ○本税などを活用して、放射能汚染対策に取り組んでもらいたい。 ・従来から実施している活動内容について、放射能汚染対策への配慮をし、安全性を高めていただきたい。 ・森林や湖沼・河川には、放射性物質が温存されている可能性があり、放射能汚染の危険が伴う作業の見直しを求める。 ・霞ヶ浦や全流入及びその支流河川、市街地内側溝雨水調整池などのきめ細やかな放射能汚染対策のために、本税を活用していただきたい。 | 3 | ○国（環境省）では、平成23年8月に放射性物質汚染対処特別措置法を公布し、その基本方針において「放射性物質による環境の汚染への対処に関して、国の責任において対策を講じる」としたところであり、県など地方自治体は国の施策への協力を通じて適切な役割を果たすことになっております。県といたしましては、国と連携し、湖内・流入河川の放射性物質のモニタリングを継続的に実施し、その結果を県民の皆様にご公表してまいります。 |
| ○桜川市の「上野沼」は、良好な水質とは言えず、水質の浄化が急務であるため、ビオトープ共生型ハイブリッド浄化システムや水耕栽培とビオパーク方式浄化システムなどを取り入れた環境テーマパークの整備が必要と考える。 | 1 | ○今後とも、湖沼・河川の水質浄化に効果的な手法を研究してまいりたいと考えております。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆税制に関すること 17件

<税率に関すること>13件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|--|
| ○県民税非課税の者に対して本税を免除するのは、本税の趣旨からおかしいのではないかと(100円、200円でも負担すべき)。 | 1 | ○自然環境が有する公益的機能による恩恵は、全ての県民が等しく享受しているとの考え方に立ち、県民税均等割の超過課税方式により広く県民の皆様にご負担いただいております。 ○しかし、その場合でも担税力に対する配慮は必要であると考えており、県民税均等割が非課税の場合は、森林湖沼環境税についても同様に非課税となります。 |
| ○電気料金等の値上げにより家計が厳しいため、税率は500円とするか、所得に応じて500円、1,000円、2,000円の3段階としてはどうか。 | 1 | ○森林や湖沼・河川の公益的機能による受益の程度は個々に判断することが困難である一方、これらの機能の恩恵は、全ての県民が等しく享受していると考えられます。そのため、所得により差をつけるのではなく、地域社会の会費的性格を有する県民税の均等割に一定割合を上乗せする超過課税方式によることが適当であると考えております。 |
| ○森を管理すれば酸素も増えるし、治水にもなる。環境税は増税すべきと思う。 | 1 | ○税率については、本県の自然環境の特徴による森林の保全・整備と湖沼・河川の水質保全の取組みの必要性や他県の事例、県民を対象としたアンケート調査結果などを考慮して設定したところです。 |
| ○個人の税率は据置き又は軽減し、法人の負担は重くすべき。また、地球環境を汚染している業種の法人に対しては、均等割に上乗せしてはどうか。 | 2 | ○また、事業効果を上げるためにはある程度の事業規模が必要であり、平成25年度以降も更なる事業効果を期待するには、現行と同程度の事業とその財源が必要となります。 |
| ○年間1,000円、月額で約80円は、理解できる税負担である。 | 1 | ○なお、法人の税率は、個人を年間1,000円とした場合に、本県の県民税における個人分と法人分の税収割合(3:1)を参考に算定しております。 |
| ○次期税制は、現行と同様で良いと思う。 | 3 | |
| ○税負担は軽減するべきではないか。 ○課税期間を延長するのであれば、負担額を減らしていただきたい。 ○年間500円程度が妥当な額ではないか。 | 4 | |

<課税期間に関すること>2件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○公的負担が増加していることから、早期に目標を達成し、早期に税制を終了して欲しい。 | 1 | ○森林湖沼環境税を活用して事業を実施したことにより一定の成果がみられるものの、依然として多くの課題が残されている状況を踏まえ、県としては引き続き森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全に取り組む必要があることから、その財源である森林湖沼環境税を継続してはどうかと考えております。 |
| ○5年後に事業の継続の必要性を検討するにあたり、今回同様一定の成果は得られるものの、事業の継続が必要という判断にならないか。時限性が消えて永続的な課税にならぬようどこかで歯止めを設ける必要性を感じる。 | 1 | ○この税制の終了時期については、課題の解決や目標達成の道筋がついたときにあらためて県民の方々に判断いただきたいと存じます。 |

<課税の考え方に関すること>2件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○税活用事業の実施地域が限定されるのであれば、課税特区を設けるなど、その地域に居住する県民にのみに課税すれば不公平感が解消されるのではないかと。 | 1 | ○森林湖沼環境税は、多様な公益的機能を有している森林や湖沼・河川などの自然環境を県民共有の財産として、その機能が十分に発揮できるような状態で次代に引き継いで行くため、その費用を広く県民の方々に負担していただくという考え方で導入したものです。 ○税活用事業の主なものとしては、森林関係としては県北山間部を中心とした緊急間伐であり、湖沼・河川関係は霞ヶ浦を中心として牛久沼、濁沼等の流域への高度処理型浄化槽の設置などであるため、事業の実施については、地域や市町村によって差が生じることとなっていますが、全県を対象とした事業にも積極的に取り組んでいるところです。 |
| ○期限付きであることや全国的な課題であることから、課税方法は今後検討が必要である。 | 1 | ○私たちの生活に有益な自然環境を保全していくことは、森林湖沼環境税の継続の是非にかかわらず永続的に取り組むべき課題であり、これは全国共通であろうと考えております。 ○しかし、自治体によって自然環境の分布や状態などに差があり、税負担の考え方や取組むべき施策にも違いがあるのではないかと思料されます。 ○現在、茨城県を含め全国33県で自然環境の保全を目的とした税制を実施していますが、導入していない自治体もあることから、そうした自治体や国の動向なども注視しながら、将来的な課税方法等について検討してまいります。 |

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する意見募集結果及び県の考え方について

◆広報に関すること 16件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|--|----|---|
| ○森林湖沼環境税の使途や効果について、PRが不十分であり、様々な媒体を活用して広報するべきではないか。 | 13 | ○これまでも毎年、県の広報紙「ひばり」や県ホームページ、イベントなどにより税事業の広報を行ってまいりましたが、今後は、メディア等の活用のほか、直接参加型の体験学習など様々な広報機会を通じて森林湖沼環境税及び活用事業等の広報に一層努めてまいります。 |
| ○森林湖沼環境税の事業実績を知らない者が多いと思うので、県民による事業実施箇所見学会を開催した上で、パブリックコメントを実施した方が良いのではないかと。 | 1 | ○税を活用した事業か所については、税活用事業であることを明記した看板等を設置するほか、市町村広報紙等に掲載するなどできる限り目に触れるよう努めております。また、パブリックコメントの実施における事業実績の示し方については、今後検討してまいります。 |
| ○森林湖沼環境税により整備した場所の一覧等を整理したものを市町村等を通じて配布してはどうか。 | 1 | ○税を活用した事業の実施か所については、県や市町村等のホームページや広報紙に掲載するなど、事業内容の紹介に努めているところであり、今後も、より一層のPRに努めてまいります。 |
| ○森林や湖沼が生活に密着していない県西地域の関心を高めるため、県北地域や霞ヶ浦地域（県南地域）との交流が必要である。 | 1 | ○森林・林業体験学習や湖上体験スクールへの参加など、自然環境の保全に対する県民の理解が進むよう広く働きかけてまいりたいと考えております。 |

◆評価手法等に関すること 8件

| 意見要旨 | 件数 | 県の考え方 |
|---|----|--|
| ○半年程度課税を休止し、実績箇所の見学会等を開催し、その参加者に感想等を県民に発信してもらい、改めてパブリックコメントを実施し、次期課税のことを決めてはどうか。 | 1 | ○森林湖沼環境税の今後のあり方の検討にあたりましては、県民を対象にアンケート調査や県内各地域で意見を聞く会を実施し、自然環境保全のために必要な取組みや継続する場合の税制について御意見を伺いました。 ○その上で、今回のパブリックコメントにおいて次期の税制案等を提示させていただき、広く県民の方々から御意見をいただくこととしたところであります。 ○県では広報紙「ひばり」の読者や、特派員などによる現地レポートなどを実施するほか、税活用事業のPR看板を施行場所に設置するなど、県民の皆様への情報発信に努めているところであります。 |
| ○向堀・女沼川改修（古河市）に予算を優先してつけて欲しい。 | 1 | ○森林湖沼環境税は、森林や湖沼・河川を県民みんなで守り、これらの自然環境が持つ公益的機能を十分発揮できるようにするため導入したものであり、最大の効果が得られるよう事業の重点化を図って実施してまいりたいと考えております。 |
| ○事業執行フローに第三者機関によるチェック体制とあるが、すべて県内の団体で構成され、一般企業や経営コンサルタントなどが含まれておらず、客観性が乏しいのではないかと。 | 1 | ○県の内部組織による評価ではありますが、構成員は一般企業や団体の代表者、大学教授などの専門家であり、客観性は保たれていると考えておりますが、幅広い観点から評価することは重要ですので、より効果的なチェックが行えるよう検討してまいります。 |
| ○次期においては、目的に対する5年間で達成すべき目標を設定し、手段、費用を客観的に精査してしっかりとした事業計画を立てた上で、有効に税を活用していただきたい。 | 1 | ○森林湖沼環境税は、環境保全という目的のために負担していただいております。期待される以上の効果が問われると考えております。 ○そのため、具体的な数値を設定して計画的に事業を実施することとしています。例えば、税活用事業の実施により、森林整備においては、平成25年度からの5年間で4万3千炭素トンの炭素吸収量の増加を見込んでおり、また湖沼・河川の水質浄化においては、5年後の平成29年度の年間排出負荷量を、CODで約360トン削減すること等を目指しています。 ○このように、常により多くの成果が得られるよう事業見直しや創意工夫をしながら実行してまいります。 |
| ○美しい茨城の自然が残されることは、県のイメージアップになり、農産物のイメージもプラスになる。 | 1 | ○森林湖沼環境税を活用した事業の実施により、県内の森林や湖沼・河川の環境保全や機能向上に一層取り組んでまいります。 |
| ○税の評価は、県民を対象とした住民参加型調査（PRA: Participated Rural Appeal）も実施すべきである。 | 1 | ○環境保全の重要性を県民に再認識していただき、自ら支えていく意識の高揚ということも森林湖沼環境税の目的であり、税活用事業の実効性を高めるためにも県民参加による評価手法について、今後研究してまいりたいと考えております。 |
| ○県民アンケート調査は多変量解析を行い、今後の分析に役立てるべきである。 | 1 | ○効果的な分析手法については、今後研究してまいりたいと考えております。 |
| ○報告書（中間取りまとめ）の参考となる資料は、著作権法に抵触すると考えられるので、引用した文献等は著者・タイトル・雑誌名等を明記した参考文献リストを掲載すべきである。 | 1 | ○報告書（最終とりまとめ）では、参考とした資料につきましては、題名等を明記することとしました。 |